

答申第 13 号  
平成 19 年 1 月 25 日

いなべ市長 日 沖 靖 様

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 坂 東 行 和

個人情報の外部提供について（答申）

平成 19 年 1 月 18 日付けい総務第 90 号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の意見

実施機関が保有する個人情報を外部へ提供することについては、公益性があると判断します。

2 外部提供に係る個人情報取扱事務及び個人情報の項目について

(1) 住民基本台帳に関する事務

ア 対象 全住民

イ 項目 氏名（漢字及びフリガナ）、住所、生年月日、性別、世帯主区分、世帯判別番号及び住民判別番号

(2) 外国人登録に関する事務

ア 対象 全登録者

イ 項目 氏名（英文字及びフリガナ）、住所、生年月日、性別、世帯主区分、世帯判別番号及び住民判別番号

(3) 固定資産税の課税に関する事務

ア 対象 全筆

イ 項目 土地の所在地（大字名、小字名及び地番）及び位置情報（座標情報）

(4) 身体障害及び知的障害者に関する事務

ア 対象 障害等級 1 級若しくは 2 級の者、知的障害の I Q35 以下の者及び障害等級 3 級以上かつ知的障害の I Q50 以下の者

イ 項目 氏名（漢字及びフリガナ）、住所、生年月日、性別、障害名及び障害等級

3 外部提供先及び提供先の事務について

(1) 四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）

当該協議会は、四日市市及び桑名市が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置した協議会である。

(2) 実施機関が消防事務（消防団及び消防水利を除く。）及び救急事務を委託している桑名市において消防通信指令システムの更新が計画されている。桑名市は、四日市市と共同して事

務の一部を管理し、及び執行するために協議会を設立し、災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報の収集伝達等の事務（以下「消防通信指令事務」という。）を処理することとしている（消防通信指令事務の執行場所は、桑名市大字江場7番地 桑名市消防本部内に設置される消防指令センターである）。協議会では、平成19年度からの運用を予定して高機能消防通信指令システム（以下「指令システム」という。）の導入を進めている。

#### 4 個人情報外部提供することによる公益性があると認める理由

実施機関の保有する住民基本台帳情報、外国人登録情報及び土地課税台帳（副本）の情報を協議会へ提供することにより、指令システムの情報を充実させることが可能となる。このことにより、固定電話からの119番通報受信時に消防指令センターにおいて発信元を特定できる可能性が100%に近いものとなり、119番通報受信時から出場までの時間を約60秒（3分20秒から2分20秒へ）短縮することが可能と認められる。現場到着までの時間を短縮することにより、火災おける損失の減少並びに救急における救命率及び蘇生率の向上が期待できる。また、身体障害者及び知的障害者に関する情報を提供することにより、混乱する災害現場においても要援護者情報が的確に伝達され、要救護者の探索、人命救助に資するものと考えられる。

情報の提供方法については、通信回線を利用するものではあるものの、提供側において単独の専用端末が設置され、実施機関の保有する電子計算機システムとは別のシステムとしている。提供時には、実施機関の保有する電子計算機のデータサーバから実施機関の職員の手作業により切り出した個人情報を専用端末から送信することとされ、提供時の安全確保が図られている。

提供先である協議会における個人情報の取扱いについては、その範囲は消防指令センターの職員に限定され、消防指令センターへの入退室管理が厳重に行われていること、操作履歴の記録等の漏えい防止策がとられていること、また、職員に対する個人情報保護に係る研修も行われるなど一定の安全管理体制が採られているものと認められる。

よって、実施機関の個人情報を外部提供することについては、市民の生命、財産等の保護に寄与し、公益性があると認められ、個人情報の本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないと判断する。ただし、実施機関は、協議会に対して「四日市市及び桑名市消防通信指令事務にかかる個人情報取扱要領」の遵守することを含め、いなべ市個人情報保護条例第10条の規定に基づき必要な措置を講じることを求めるものとする。